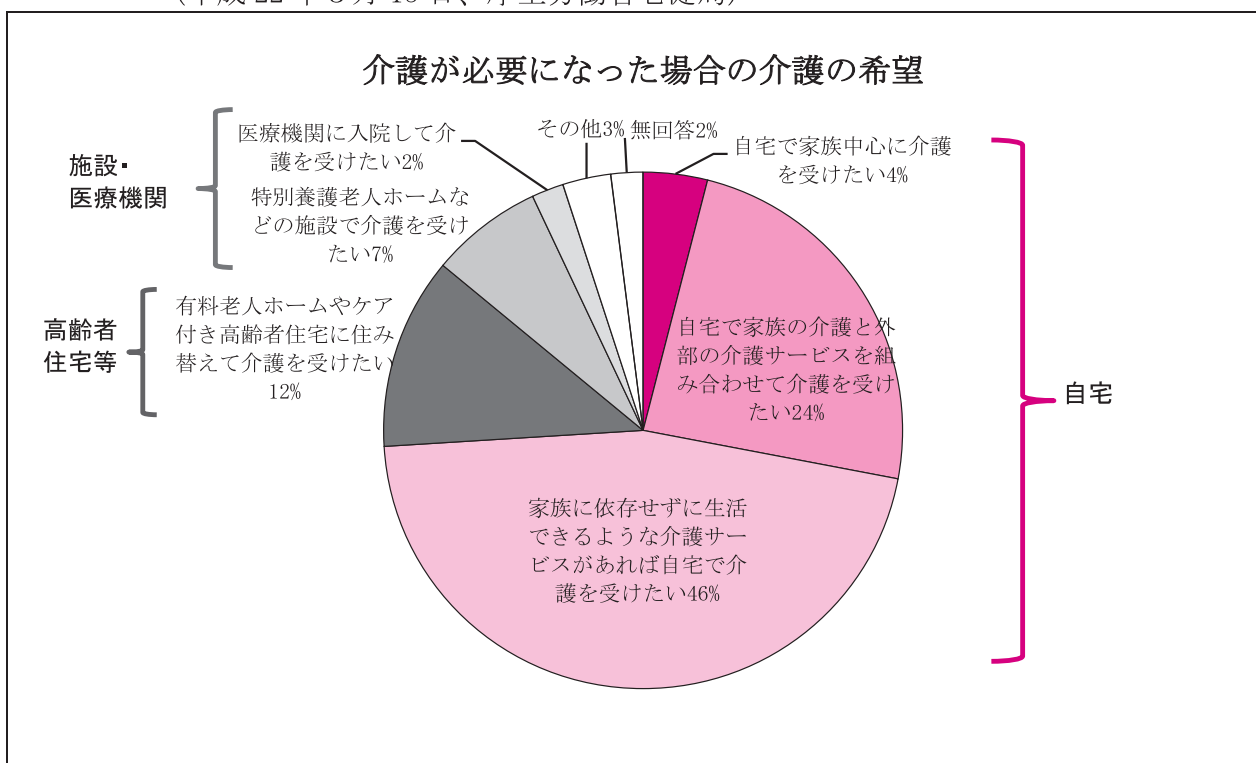


(1) 生活支援サービス

高齢者の多くが、介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域の中で、家族や親しい人々とともに自立した生活を続けたいと願っています。

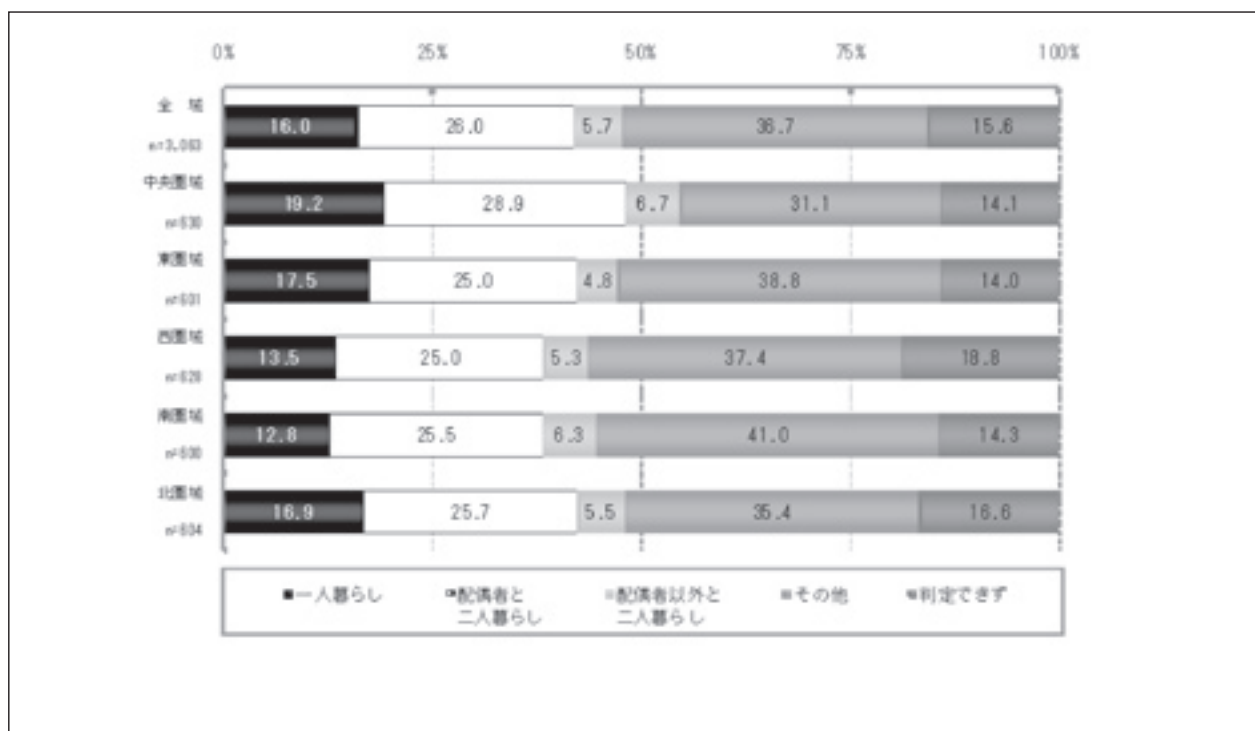
介護に関する利用者・家族への調査によると、高齢化とともに身体の衰えが進み日常生活に何らかの支援が必要となった時、自宅で家族やヘルパー等による介護支援で今の生活を続けたいと希望する高齢者が74%と大勢を占めています。

【資料】介護保険制度に関する国民の皆さまからのご意見募集
(平成 22 年 5 月 15 日、厚生労働省老健局)



これに対し、日常生活圏域ニーズ調査では、65歳以上の高齢者のいる世帯の42%がひとり暮らしや配偶者との二人暮らしであることから、在宅での生活で支援が必要となる場合、家族中心の介護支援は望みにくい状況にあると考えられます。

【資料】平成23年度秋田市日常生活圏域ニーズ調査



また、介護保険サービスを利用するまでにない高齢者においても、日常生活の中で不自由を感じている部分への支援が、住み慣れた自宅での生活を継続するために必要であり、要支援や要介護状態への進行を抑えることにもつながります。

このため、支援を必要とする高齢者で介護認定には該当しないかたを対象とした高齢者生活管理指導員派遣事業などの介護予防支援サービスと、介護保険サービス利用者も含め軽度生活援助事業や食の自立支援事業などのサービスを提供することにより、在宅での自立した生活の継続を支援していきます。

高齢者人口は今後も増加する傾向にあることから、生活支援サービスの内容や利用方法について高齢者やその家族に対する周知を続けることが必要であり、サービスの受付窓口となる地域包括支援センターとともに取組を進めていきます。

■ 高齢者生活管理指導員派遣事業

目 的

居宅において日常生活を営むことに援助を要するひとり暮らし高齢者など要

介護・要支援状態に該当しない人を対象に生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣し、日常生活に対する助言、支援を行い、要介護状態等への進行を予防します。

現状・実績

地域包括支援センターのアセスメントにより生活管理指導員を派遣し、家事援助（調理、洗濯、掃除、買い物等）を行い、生活面の指導、支援をしています。

- ・利用回数 1週間に2回までで1日1回（1時間未満又は1時間30分未満）
- ・利用料 1回229円（1時間未満）、291円（1時間以上1時間30分未満）
- ・委託先 社会福祉法人17、医療法人5、民間事業者など12

【実績】

		21年度	22年度	23年度
利用者数（人）	目 標	525	530	535
	実 績	568	764	1,248
	達成率（%）	108	144	233
利用回数（回）	目 標	2,450	2,490	2,510
	実 績	2,620	3,641	5,444
	達成率（%）	107	146	217

※23年度は見込み数

評価・検証

高齢化が進み、援助を必要とするひとり暮らし高齢者が増加するとともに、事業の周知が進み、利用者が年々増加しています。

整備の方向

高齢化に伴いひとり暮らし高齢者がますます増加することが見込まれるため、委託先の確保や内容の見直しを検討します。

【目標】

	24年度	25年度	26年度
利用者数（人）	2,034	3,315	5,403
利用回数（回）	8,166	12,249	18,373

評価の指針

日常生活上の家事援助は、在宅ひとり暮らし高齢者の要介護状態への進行防止と自立した生活の継続を可能にすると考えられることから、利用者数および利用回数をもって評価します。

■高齢者生活管理指導短期宿泊事業

目 的

ひとり暮らし高齢者などを対象に、一時的に居宅での生活が困難となった場合、再び自立した日常生活を営むことができるよう短期間の宿泊により、居宅で安心して暮らせるよう支援します。

現状・実績

要介護状態等に該当しない65歳以上のひとり暮らし高齢者等を一時的に養護する必要がある場合、養護老人ホームなどへ年間14日間を限度にショートステイを実施しています。

- ・ 利用料 1日381円（食事は実費負担）
- ・ 委託先 社会福祉法人14

【実績】

		21年度	22年度	23年度
利用者数（人）	目 標	9	10	10
	実 績	10	6	3
	達成率（%）	111.1	60	30
利用回数（回）	目 標	77	85	85
	実 績	52	61	42
	達成率（%）	67.5	71.8	49.4

※23年度は見込み数

評価・検証

利用者数、利用回数ともに少ない状況ですが、ひとり暮らし高齢者等が緊急避難するための事業なので必要な日数を確保するために目標を定めています。なお、利用にあたっては希望者は確実に利用できています。

事業に対する周知不足も考えられるため、今後も事業周知を進めていく必要があります。

整備の方向

一時的に養護を要するひとり暮らし高齢者などの自立した生活の継続を支援するために、広報あきたやホームページなどで事業内容の周知・啓発に努めます。

評価の指針

利用希望者全員が確実に利用できたかをもって評価します。

■食の自立支援事業

目 的

食事の調理が困難な高齢者又は身体障がい者に対して定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行います。また、健康維持・増進という観点から、年1回程度地域包括支援センターの職員などがアセスメントを行い、健康で自立した生活を確保します。

現状・実績

調理が困難なひとり暮らし高齢者などの居宅に食事を配達し、同時に安否確認を行っています。事業の実施は、社会福祉法人と民間事業者に委託しています。

利用者の増加に伴い、ニーズも多様化しており、弁当のおかずの内容やカロリー一食の追加などの要望に対応しています。

- ・利用回数 1日1回、週3回まで
- ・助成内容 配達・安否確認の経費として、1回あたり200円を助成

【実績】委託先：社会福祉法人1、民間事業者4

		21年度	22年度	23年度
利用者数（人）	目 標	6,720	7,590	8,570
	実 績	5,142	5,767	6,219
	達成率（%）	76.5	76.0	72.6
利用回数（回）	目 標	59,310	65,800	74,300
	実 績	46,751	51,663	55,719
	達成率（%）	78.8	78.5	75.0

※23年度は見込み数

評価・検証

平成21年度から平成23年度までの実績では利用者数・利用回数ともに当初目標を下回っています。これは、施設入所や利用者の都合による利用休止などが原因と考えられます。また、一部地区では配達可能な事業者が少ないなどの課題があります。

整備の方向

食の安全性の確保に関心が集まっているため、食の安全性についての情報を委託事業者から利用者へ提供させるとともに、利用者の安全に対する意識啓発に努めます。配達困難な地域については、委託事業者と連携し配達圏域の拡充を図るほか、弁当の内容のさらなる充実などを目指します。

また、アセスメントを実施し、個々の状態や必要性に応じて利用できるよう、サービス内容の充実を図ります。

【目標】

	24年度	25年度	26年度
利用者数（人）	6,872	7,594	8,391
利用回数（回）	61,570	68,035	75,179

評価の指針

利用者数および利用回数をもって評価します。

■高齢者軽度生活援助事業

目 的

在宅のひとり暮らし高齢者などの自立した生活の継続を支援するため、軽度生活援助員を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行うものです。

現状・実績

ひとり暮らし高齢者などに軽度生活援助員を派遣し、日常生活上の軽易な作業（外出の付添い、食材の買物、草取り、窓拭き、雪寄せなど）の援助を行っています。事業の実施は、社団法人秋田市シルバー人材センターへ業務委託しています。

- ・利用回数 1日1回2時間以内で1か月に2回まで
- ・利用料 1回1時間以内 240円
1時間を超えて2時間以内 480円

雪寄せ「玄関から道路に出るまでの通路」

- ・利用回数 1週間に1回1時間以内
- ・利用料 1回 300円

【実績】委託先：シルバー人材センター

		21年度	22年度	23年度
利用者数（人）	目 標	5,410	5,480	5,550
	実 績	6,046	6,479	6,933
	達成率（%）	111.8	118.2	124.9
利用回数（回）	目 標	9,900	10,190	10,320
	実 績	11,111	12,645	13,530
	達成率（%）	112.2	124.1	131.1

※23年度は見込み数

評価・検証

平成21年度から平成23年度までの実績は利用者数・利用回数ともに当初目標を大きく上回る伸びをみせています。これは、高齢化が進み、日常生活上の軽易な援助（特に草取りや庭清掃などの家周りの手入れが実績の8割を占める）を必要とする高齢者が増加していることが影響していると考えられます。

このことに伴い、自立した生活の継続を支援するためには、個々のニーズや生活状況の多様化に対応したサービスの提供を考慮する必要があります。

整備の方向

生活援助の様々なニーズに応えることができるよう、利用者から軽度生活援助員などへ寄せられる小さな要望にも耳を傾け、利用者の満足度を高めることに努めます。また、シルバー人材センターと連携して研修を行い、職員の技能の向上を図ることで、均一なサービスの提供を目指します。

【目標】

	24年度	25年度	26年度
利用者数（人）	7,418	7,937	8,493
利用回数（回）	14,504	15,519	16,605

評価の指針

日常生活上の軽易な援助は、ひとり暮らし高齢者などの自立した生活の継続につながると考えられるため、利用者数および利用回数をもって評価します。

■生活支援ハウス運営事業

目 的

ひとり暮らしなどの家族による援助を受けることが困難な高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう、介護支援機能、居住機能および交流機能を総合的に提供し、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。

現状・実績

現在、居宅において生活することに不安のあるひとり暮らし高齢者が、20名入居しており、各種相談、助言、緊急時の対応、各種サービスの利用支援および地域住民との交流を図る各種事業を行っています。

生活支援ハウスの状況

施 設 名	所 在 地	定 員
ウェルビューいずみハウス	秋田市泉菅野二丁目17番27号	20人

【実績】 (人)

	21年度	22年度	23年度
利用者数	20	20	20

※23年度は見込み数

評価・検証

開設後10年をむかえ、入居者20名の平均年齢が80歳となり、身体機能も徐々に衰えてきているため、緊急時のナースコール使用や看護師による血圧測定等の実施により健康管理の支援が必要になっています。

また、入居者の親睦を図るため、施設のマイクロバスを使用してドライブ旅行をしたり、施設内の保育園や就労支援事業所との交流を実施したりしていますが、心身の状態により参加できない利用者もいます。

整備の方向

入居している高齢者の中で介護を必要とするかたが増えており、施設での生活が困難になってきています。そのため、介護保険サービス、保健福祉サービスの利用支援のほか、介護付き施設や措置施設への移行について支援していきます。

【目標】 (人)

	24年度	25年度	26年度
利用者数	20	20	20

評価の指針

入居者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、利用者の満足度をもって評価します。



(2) 家族介護継続支援サービス

将来、介護が必要になった場合、自宅で介護を受けながら暮らすことを74%と圧倒的に多くの方が望んでいます(28ページ参照)。しかしながら、核家族の増加や共働き世帯の増加などから、高齢者が自宅で家族とともに最期まで暮らすことを望み、家族も介護を必要とする高齢者を支えたいという思いがあっても、現実には困難になっている現状は少なくありません。

また、介護保険制度は、介護保険サービスを必要に応じて利用することで、介護者の負担の軽減を図るものですが、依然として介護する家族の身体的、経済的負担などが大きいのが現状です。

家族介護継続支援サービスは、家族介護者の健康保持や増進が図られるよう支援するとともに、家族の経済的負担を軽減し、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的としています。

■ 家族介護用品支給事業

目 的

低所得世帯で重度な介護を要する人を、在宅で介護する同居家族に対し、紙おむつなどの介護用品を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

現状・実績

- ・ 対象者 要介護4又は5で、介護保険料所得段階が1～3の第1号被保険者(65歳以上)のかた又は市町村民税非課税の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)のかたを在宅で介護している同居家族
- ・ 対象品目 紙おむつ(パンツタイプ、テープ止めタイプ、フラットタイプ)尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭料、ドライシャンプーの5品
- ・ 支給方法 市内契約業者から申請者宅へ介護用品を配達
- ・ 月限度額 6,250円(平成21年度までは5,000円)

【実績】 (第2号被保険者家族を含む)

	21年度	22年度	23年度
支給人数(人)	184	264	287
支払金額(円)	8,378,545	12,617,485	13,861,590

※23年度は24年2月末現在

【第2号被保険者家族の実績】

第6次高齢者プランでは、対象者に第2号被保険者の同居家族を加えることとしたため、その支給人数を目標に設定しました。

		21年度	22年度	23年度
支給人数（人）	目 標	8	8	8
	実 績	0	11	11
	達成率（％）	0	138	138
支払金額（円）	目 標	480,000	480,000	480,000
	実 績	0	825,000	825,000
	達成率（％）	0	172	172

※21年度は第2号被保険者利用なし

※23年度は見込み数

評価・検証

平成22年度から40歳以上65歳未満の第2号被保険者の要介護4又は5で、本人が市町村民税非課税であるかたを在宅で介護している同居家族に対して経済的負担の軽減を図り、目標に対して実績を達成しています。

整備の方向

今後も継続していきます。

【目標】（第2号被保険者家族を含む）（人）

	24年度	25年度	26年度
支給人数	334	334	334

評価の指針

支給人数（第2号被保険者家族を含む）をもって評価します。

■ 家族介護慰労金支給事業

目 的

低所得世帯で、重度な介護を要する人を、介護保険サービスを受けずに1年以上にわたって在宅で介護した同居家族に対し、慰労金を支給します。

現状・実績

重度な介護を要する人（要介護4又は5）を、1年以上にわたり介護保険サービスを受けずに在宅で介護した市町村民税非課税世帯の同居家族に対し、家族介護慰労金として10万円を支給しています。

※「介護保険サービスを受けずに」については1週間以内のショートステイは除きます。

【実績】

	21年度	22年度	23年度
支給人数（人）	6	5	8
支払金額（円）	600,000	500,000	800,000

※23年度は見込み数

評価・検証

重度の要介護者を在宅で介護している家族の経済的支援等を図るため、慰労金を支給しています。

整備の方向

事業を継続するとともに、家族等に過度な介護負担がかかっていないか、確認する方策を検討していきます。

■介護家族健康教育事業

目 的

介護者の健康に関する知識を普及することで、介護者の健康の保持および増進が図れるよう支援します。

現状・実績

介護者の健康の保持および増進のために、在宅介護者のつどいの開催支援や健康教育を実施するほか、健康情報の提供として「どすこい通信」を発行しています。

【主な活動内容】

(1) 在宅介護者のつどい（自主グループ）への健康教育

- ・事業開始 平成13年度
- ・対象者 家族等の介護を行う者および介護経験者
- ・会場 秋田市保健センター
- ・内容 年3回、保健師による講話等

(2) どすこい通信発行

- ・事業開始 平成6年度
- ・対象者 家族等の介護を行う者および介護経験者
包括支援センター等関係機関、民生委員、医療機関等
- ・内容 介護者の声として、在宅介護者のつどい参加者の話や介護者からのお便りの紹介、感染症予防や検診等の健康情報を掲載し、年3回発行

【実績】

		21年度	22年度	23年度
どすこい通信	介護者送付数（枚）	76	86	90
	民生委員配付数（枚）	275	412	439
	関係機関配付か所	137	138	143

※23年度は見込み数

評価・検証

平成20年度に介護者に対し通信文のニーズ調査を実施し、対象者のニーズにあった「どすこい通信」を発行するように心がけました。

今後は、必要な情報が介護者に届くようにしていく必要があります。

整備の方向

内容の充実した「どすこい通信」になるように心がけ、広く介護者に配付できるよう、広報あきたやホームページで希望者を募ります。

【目標】

		24年度	25年度	26年度
どすこい通信	介護者送付数（枚）	90	90	90
	民生委員配付数（枚）	450	500	550
	関係機関配付か所	143	143	143

評価の指針

「どすこい通信」の配付数をもって評価します。

（３）安心な暮らしの確保

秋田市の65歳以上の高齢者数は、平成22年の77,625人から平成27年には87,183人と約12.3%増加する見込みとなっています。これに伴い認知症高齢者数は、平成22年の9,315人から平成27年には10,902人に増加すると推計され、軽度認知障害などのリスク保有者についても、平成27年には17,437人（高齢者人口の20%）と試算されています。このことから、認知症高齢者に対する見守りや家族を含めた総合的支援、地域における認知症の啓発と予防への取組がさらに必要となっています。

日常生活圏域ニーズ調査では、本市の高齢者世帯はひとり暮らし又は配偶者との二人暮らしの世帯の割合が42%を占めているとの結果がでており、少子高齢化や核家族化の影響により、高齢者世帯は家族による生活支援が受けにくい状況にあると考えられます。また、近年は地域の繋がりも都市化や個人のプライバシー保護重視により希薄になり、支援を必要とする高齢者世帯が地域社会から孤立しかねない状況にあります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、日々の生活や相談に対する支援の充実と、地域における総合的な見守り・支援体制づくりが必要となります。このため、認知症について正しい知識を持ち支援にもあたる認知症サポーターの養成や緊急通報システムによる緊急時の迅速な対応などの各種支援を行うとともに、地域における高齢者の相談窓口である地域包括支援センターと関係機関との連携により、地域の支援体制づくりを目指します。

■ 成年後見制度利用支援事業

目 的

認知症高齢者などの自己決定の尊重と権利の擁護を図るため、民法で定める成年後見制度についての利用を支援します。

現状・実績

認知症などで判断能力が低下している高齢者は、自分自身では様々な契約や申請などができません。判断能力が低下した高齢者のうち身寄りがいないなどの高齢者に対して、本人保護のため成年後見制度の利用が必要と認めた場合に、家庭裁判所に後見等開始申立を行います。申立経費は市が予納し、申立経費を負担できる高齢者からは、成年後見人等が選任された後に償還を受けます。

また、市長申立により家庭裁判所が決定した成年後見人等への報酬を負担でき

ない高齢者に対して助成します。

【実績】 (件)

	21年度	22年度	23年度
市長申立件数	7	2	8
報酬助成件数	0	2	4

※23年度は見込み数

評価・検証

今後の高齢者数の増加に伴い、成年後見制度を必要とするかたも増加することが予想されます。弁護士会などの関係団体からは、親族がいる場合でも、費用負担が問題となって成年後見制度の利用ができないケースがあり、事業の利用対象を市長申立以外にも拡大するよう要望があります。

整備の方向

成年後見制度の利用促進のための周知に努めます。

事業の利用対象を、市長申立した場合に限らず、本人や親族が申立てした場合にも拡大する方向で検討します。

■緊急通報システム事業

目 的

ひとり暮らし高齢者、身体障がい者などに対し、専用通話器およびペンダント型子機を貸与し、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、日常生活上の安全の確保と精神的な不安を解消します。

現状・実績

利用者が非常ボタンを押すと、家庭内の専用通話器が働き、電話回線を通じて緊急通報受信センターへ通報されます。通報を受けたセンターでは、緊急事態が予想される場合には、消防署などへ出動要請し、同時に利用申請時に登録した3名の協力員へ安否確認をお願いします。また、週1回「お元気コール」で安否確

認を行います。

- ・利用料 利用者の介護保険料段階により異なります。

【実績】

緊急通報システム貸与の実績

		21年度	22年度	23年度
目標	設置台数(台)	721	735	750
実績	設置台数(台)	687	677	696
	達成率(%)	95.3	92.1	92.8

※23年度は見込み数

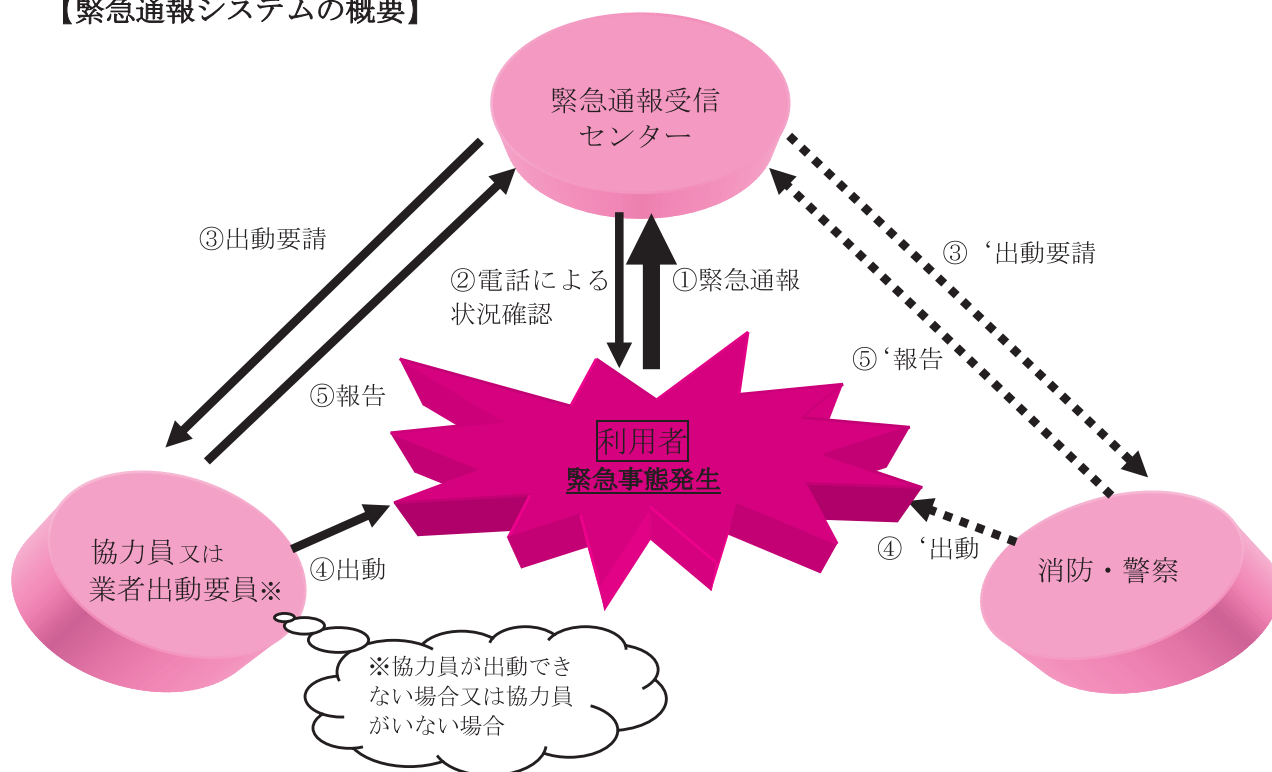
緊急通報受信状況の実績

(件)

		21年度	22年度	23年度
通報状況	救急車手配	36	56	65
	タクシー手配	0	0	0
	相談	68	61	70
	協力員手配	47	56	65
	計	151	173	200

※23年度は見込み数

【緊急通報システムの概要】



評価・検証

平成21年度から平成23年度までの実績ではいずれも当初目標をわずかながら下回っています。これは、地域連携機能の衰えから協力員を3人確保することが難しくなっていることや、利用を希望しても、利用料の負担に難色を示し、利用申請を取り下げる人がいることなどが考えられます。

整備の方向

平成24年度からより見守り機能を強化したシステム導入および運営を目指します。さらに、緊急通報装置の利用単価についても見直しを検討します。

また、地域包括支援センターや民生委員を通じ地域住民への周知・啓発活動に努め、地域住民が、お互いに助け合い・支え合いの気持ちを持ち、協力員になってもらえるような地域づくりを目指します。

【目標】 緊急通報システム貸与の目標 (台)

	24年度	25年度	26年度
設置台数	720	744	768

評価の指針

緊急通報装置の設置台数をもって評価します。

■高齢者虐待の防止

目 的

高齢者が尊厳を保ち生きていけるように、虐待の防止と保護のための措置を行い、また、高齢者を支える養護者の負担軽減を図るため、平成18年から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されています。本市では、虐待を受けている高齢者だけでなく介護ストレスをかかえている養護者も含め支援を行い、この法律の実施主体としての役割を果たしていきます。

現状・実績

高齢者虐待の防止、早期発見および支援のため、行政機関、法律関係者、医療機関、介護事業者などからなる高齢者虐待防止連絡協議会を開催し、関係機関の連携を図っています。協議会で出された意見を参考に、虐待防止のための施策に取り組んでいます。

高齢者虐待の相談や通報は、市の担当課のほか、市内10か所にある地域包括支援センターで受付しています。相談や通報を受けた場合は、地域包括支援センターを中心として、虐待防止のための支援を行っています。

相談窓口としての地域包括支援センターの役割を広報などで周知に努めました。

養護者による高齢者虐待の件数・人数

		21年度	22年度	23年度
相談・通報件数		39	40	40
うち虐待と判断した件数		25	18	20
虐待の種別	身体的虐待	15	9	
	介護放棄	7	6	
	心理的虐待	11	7	
	性的虐待	0	0	
	経済的虐待	7	7	

※23年度は見込み数

養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数・人数

		21年度	22年度	23年度
相談・通報件数		1	1	1
うち虐待と判断した件数		0	0	0

※23年度は見込み数

評価・検証

高齢者虐待では、認知症がある高齢者が、同居する家族から虐待を受ける事例が多く見られます。その背景には、認知症への理解の不足による介護ストレスの蓄積のほか、経済的困窮による家族の介護力の低下、高齢者やその家族の精神疾患など様々な問題があります。

認知症への理解の不足に起因する高齢者虐待には、認知症についての正しい知

識の普及を図る必要があります。

高齢者虐待を取り巻く様々な課題に対応するため、業務の責任主体である市の体制を強化することで、現場での虐待対応の中心となる地域包括支援センターに対して、適切に指導および支援を行う必要があります。

また、虐待を受けた高齢者の保護に柔軟に対応するため、居室を確保するための対応を充実する必要があります。

これまでは高齢者虐待が発生してから対応が施策の中心でしたが、これからは、高齢者虐待の発生の未然防止に取り組むことも重要です。

整備の方向

高齢者虐待の防止に対する市の体制を強化するため、専門性をもった職員の配置を検討します。

虐待を受けた高齢者の保護のため、居室確保のための対応に努めます。

高齢者やその家族と接する機会の多い介護事業者などに対し、介護負担の軽減を図るための家族支援の研修を行うなど、高齢者虐待の未然防止に努めます。

■ 認知症サポーター養成事業

目 的

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症のかたや家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症のかたや家族が安心して暮らし続ける地域づくりを推進します。

現状・実績

秋田県や本市などが実施したキャラバン・メイト養成研修受講修了者が講師となって、認知症の基礎知識や認知症の人への対応などの研修（認知症サポーター養成講座）を実施し、修了者には、サポーターの証となる「オレンジリング」を交付しています。

平成19年度の都道府県別認知症サポーター数、都道府県別認知症サポーター養成講座開催回数については、秋田県は全国最下位に近い状態でしたが、その後、徐々に実績が増えてきており、本市では、平成23年度末現在で5,016人の認知症サポーターが養成される見込みです。

【主な活動内容】

- ・ 事業開始 平成21年度
- ・ 対象者 一般市民（住民、職域、学校等のグループ）
- ・ 受講料 無料
- ・ 内容

基本となる内容	標準時間
認知症サポーターについて	30分
認知症を理解する（１） （認知症の症状とその支援等）	30分
認知症を理解する（２） （診断・治療、予防の考え方、接する時の心がまえ、 家族の気持ちを理解する等）	30分

【実績】

		21年度	22年度	23年度
養成講座 開催回数（回）	目 標	10	15	20
	実 績	29	57	112
	達成率（％）	290	380	560
認知症 サポーター数（人）	目 標	600	900	1,200
	実 績	850	1,488	2,678
	達成率（％）	141.7	165.3	223.2

※23年度は見込み数



ロールプレイをまじえて行った
養成講座の様子



オレンジリング

評価・検証

受講者の職場や、身近な会場で講座を開催することで、当初の予定を上回る認知症サポーターを養成することができました。

今後は、高齢者人口の増加に伴い地域で暮らす認知症高齢者が増加することが予想されることから、職域や学校など、より若い世代を対象とした講座を開催し、地域での見守り・支援体制を強化していく必要があります。そのためには、講座の周知と理解を図る活動や、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの養成が必要です。

整備の方向

キャラバン・メイトの養成を進めるとともに、キャラバン・メイトが認知症サポーター養成講座を実施しやすいように、一般市民をはじめ、職域や学校への周知や講座開催に伴う各種事務の取りまとめを行います。

また、本市職員を対象に講座を開催していきます。

【目標】 (人)

	24年度	25年度	26年度
認知症サポーター数	4,500	4,500	4,500

評価の指針

認知症サポーター数をもって評価します。

■在宅ひとり暮らし等高齢者実態調査

目 的

自宅で生活する高齢者のうち、「ひとり暮らし」や「寝たきり」等のかたの実態を把握することにより、各種統計調査の基礎資料、災害時要援護者の避難支援対策、消防署による防火活動、ひとり暮らし高齢者に対する除雪などに役立てます。

現状・実績

民生委員の協力を得て、毎年10月1日に満65歳以上の自宅で生活している「ひとり暮らし」「寝たきり」および「その他要援護」高齢者を対象に調査を行い、災害発生に備えて自主防災組織などに対する情報提供の同意確認を行います。

その調査結果を基に、対象高齢者の情報を、消防本部や災害時避難支援プランを所管する福祉総務課地域福祉推進室と共有し、防災活動などに役立てています。

ひとり暮らしなどの高齢者数 (人)

	21年度	22年度	23年度
ひとり暮らし	8,935	9,192	9,400
寝たきり	354	341	320
その他要援護	3,478	4,553	5,600
合計	12,767	14,086	15,320

※23年度は見込み数

【実績】避難支援対象者名簿掲載の同意者数

	21年度	22年度	23年度
目 標 (人)	8,990	9,110	9,320
実 績 (人)	8,699	9,589	10,500
達成率 (%)	96.8	105.3	112.7

※21年度は介助支援対象者名簿の掲載同意者

※23年度は見込み数

評価・検証

避難支援対象者名簿掲載の同意者数は、平成22年度で目標を上回り、平成23年度も目標を達成できる見込みです。

平成23年3月には東日本大震災が発生しましたが、このような災害発生の避難に備えるためには、日ごろから地域の自主防災組織などとの情報共有を行い、事前に災害発生時の対応を検討しておくことが重要です。

避難支援対象者名簿への掲載は、本人の同意に基づいて行われるため、名簿掲載の同意者が増えることが望まれます。

整備の方向

ひとり暮らし等の高齢者の実態把握のため、継続して調査を行います。

避難支援対象者名簿掲載の同意者数を増やすため、対象者に対して同意書の提出を働きかけます。

【目標】

(人)

	24年度	25年度	26年度
避難支援対象者名簿 掲載の同意者数	11,400	12,300	13,200

評価の指針

避難支援対象者名簿掲載の同意者数をもって評価します。

■ふれあいのまちづくり事業

目 的

福祉に関する相談窓口の開設、福祉協力員の設置および月1回の見守り活動を柱とし、地域の実情に即した福祉サービスを持続的かつ自主的に提供する仕組みづくりを促進することにより、地域福祉の水準の維持・向上させることを目的としています。

現状・実績

秋田市社会福祉協議会に運営を委託し、市社協内に福祉に関する相談窓口「ふれあい福祉相談センター」を設置しているほか、地区社会福祉協議会で委嘱している福祉協力員を対象にした研修等を開催しています。また、地区社協ごとに、ひとり暮らし高齢者世帯等を月1回程度、友愛訪問や声かけ運動を行う見守りネットワーク事業を推進しています。

【主な活動内容】

ふれあい福祉相談センター	市社協内での相談所の開設（週 5 日）。無料弁護士相談（毎月 1 回、河辺・雄和地区では年 1 回）。訪問相談活動など
福祉協力員の設置および研修会の開催	福祉協力員の設置。各地区での学習会・研修会等の実施。福祉協力員のほか、町内会長、地区社協、民生委員・児童委員および一般市民を対象とした合同研修会の開催（年 1 回）など
見守りネットワーク事業	地区社協で第三者による見守りが必要と判断した世帯に対する見守り活動の実施（近隣協力者による日常生活の見守り、福祉協力員等による月 1 回の友愛訪問・声かけ活動）。地区社協、地区民児協、町内会長および福祉協力員等を対象とした見守りネットワーク打ち合わせ会の実施（年 1 回）など

【実績】

ふれあい福祉相談センター相談件数 (件、()内は稼働日)

	21年度	22年度	23年度
ふれあい福祉相談センター	1, 047 (242)	1, 298 (242)	1, 136 (244)
弁護士相談	74	71	65

※弁護士相談の件数は、ふれあい福祉相談センターの件数に含む。

23年度は見込み数。

福祉協力員の設置

	21年度	22年度	23年度
設置地区数（地区）	34	35	35
福祉協力員数（人）	1, 420	1, 407	1, 273

※23年度は見込み数

見守りネットワーク事業

(各年度末現在の延べ人数)

	21年度	22年度	23年度
対象者(世帯)数（人）	36, 547	42, 863	3, 208
対象者(世帯)訪問数（件）	38, 307	45, 636	38, 496
協力者数（人）	16, 158	17, 001	1, 358

※23年度からは対象世帯数、協力者数の実数および対象世帯訪問数の延べ件数で集計。23年度は見込み数。

評価・検証

ふれあい福祉相談センターについては、近年、他の公的機関等、各種相談窓口が増えてきているため、当相談センターへの相談は減少することが見込まれます。

福祉協力員は地域福祉活動の大きな担い手の一つですが、地区社協によっては意識の温度差が見受けられること、また、高齢化などによる担い手不足から、福祉協力員の未設置地区が存在するとともに、全市的な福祉協力員数も伸び悩み傾向にあります。

見守りネットワーク事業については、見守りを必要とする世帯の把握が困難になってきている中で、町内会や民生委員・児童委員、関係機関などと連携した事業展開が今後ますます重要になってきています。

整備の方向

福祉に関する相談は、地域包括支援センターで数多く相談されているのが現状ですが、ふれあい福祉相談センターも関係機関等と連携を深めるとともに、閉じこもり傾向が強くなる高齢者宅訪問による相談活動や、月1回実施している無料法律相談の周知に努め、相談業務の充実を図ります。

福祉協力員の設置については、「地域福祉活動合同研修会」により地域福祉に対する意識高揚を図りながら、福祉協力員の増員を目指します。

また、「安心キット事業」*を見守りネットワーク事業と連携して取り組むことで、安心キットをきっかけにした地域での声かけ、訪問活動の充実を目指します。

* 安心キット事業

あらかじめ「かかりつけ医」や「持病」などの医療情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶなど「もしも…」のときに、その情報を救急医療に活かす取組

【目標】

ふれあい福祉相談センター相談件数 (件)

	24年度	25年度	26年度
ふれあい福祉相談センター	1,138	1,218	1,298
弁護士相談	69	70	71

※弁護士相談の件数は、ふれあい福祉相談センターの件数に含む。

福祉協力員の設置

	24年度	25年度	26年度
設置地区数（地区）	36	37	38
福祉協力員数（人）	1,420	1,425	1,430

見守りネットワーク事業

	24年度	25年度	26年度
対象世帯数（世帯）	3,550	3,600	3,650
対象世帯訪問数（件）	42,600	43,200	43,800
協力者数（人）	1,420	1,440	1,460

※対象世帯数と協力者数は実数、対象世帯訪問数は延べ件数。

評価の指針

地域福祉の水準の維持・向上の指標として、上記目標の数値の増減をもって評価します。